

# 直方市公民学連携ガイドライン



令和4年4月

## 目次

1	本ガイドラインの目的.....	1
2	公民学連携とは.....	2
3	連携協定の種類.....	2
4	連携事業の要件について.....	2
5	連携協定の相手方について.....	3
6	締結の手続き.....	4
7	その他.....	5
	協定書参考.....	6

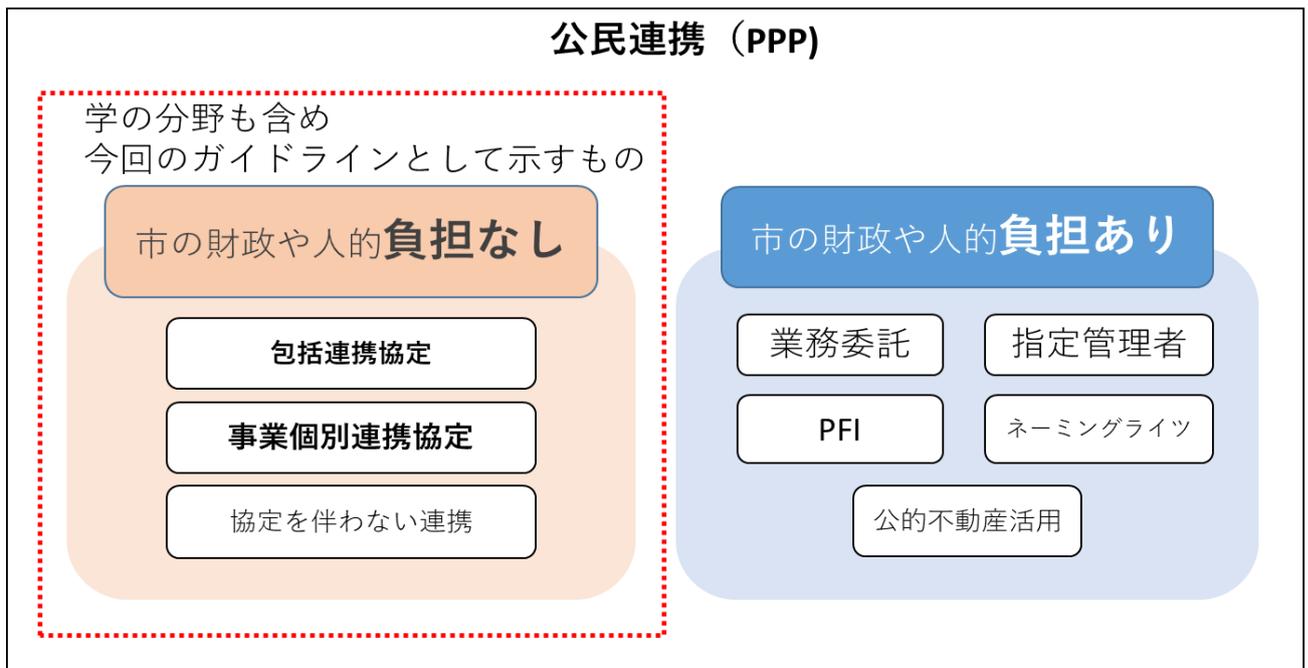


# 1 本ガイドラインの目的

本市では、企業や大学等との連携について、指定管理者制度や各種協定、イベントの協力など、多岐にわたる事業において既に事業が実施されています。こうした連携は、SDGs のゴール 17「パートナーシップで目標を達成しよう」や第 6 次直方市総合計画の重要な施策の 1 つとして掲げられており、持続可能な社会の実現に向けてこれまで以上に取り組むことが必要です。

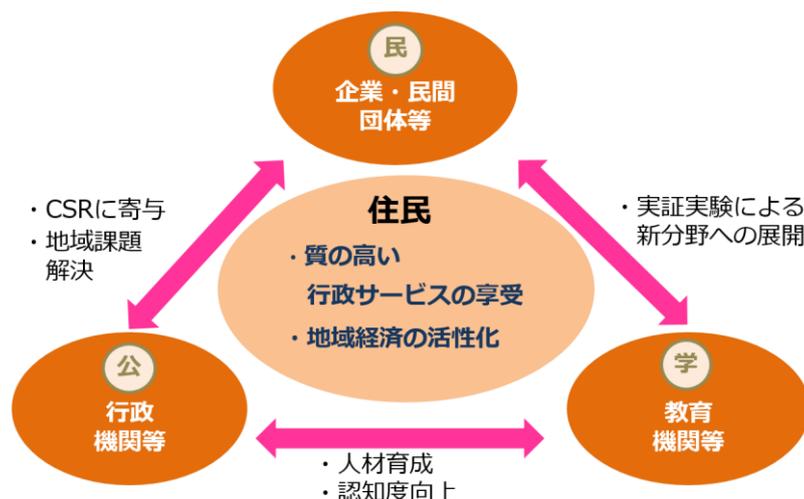
しかし、これまでは、連携に関する情報の集約化や効果的な情報発信ができておらず、連携の効果を十分に発揮できていなかったことから、まず、2021 年（令和 3 年）12 月に民間企業等との連携協定締結内容について取りまとめ 2022 年（令和 4 年）1 月に市 HP にて公表しました。今回、情報集約化による「連携の取組みの見える化」に加え、市民・企業・教育機関・団体等の様々なステークホルダーとの連携による地域課題の解決や第 6 次総合計画や総合戦略等に掲げる施策の達成に向けて更なる公民学連携を推進するため、本ガイドラインを策定します。

本ガイドラインでは、公民学連携の趣旨を改めて理解していただくとともに、連携に関する手順等を示すことで、地域課題の解決や地域活性化、市民サービスの充実に向けて、自身が持つリソース（ノウハウ・ネットワーク・アイデア・資金等）を積極的に活用していただける様々な主体との連携を推進することを目的とします。



## 2 公民学連携とは

公民学連携とは、企業等・教育機関・行政（市）が対等な関係で個々の強みを共有することで「市民サービスの向上」、「地域活性化」、「地域課題の解決」などを目的に関係を構築していくものです。また、各分野においても Win-Win の関係を築き、シナジー効果を生み出すことで個々の事業主体等の活性化を目指します。



## 3 連携協定の種類

連携の種類		内容	現在までの例
協定書に基づく連携	包括連携	複数の政策分野の事業の取組みに関する協定	大塚製薬株式会社との包括連携に関する協定（健康・食育・スポーツ・災害対策）
	個別連携	単独分野の事業取組みに関する協定	災害時の避難所にかかる協定 DX 推進に向けた連携協定など
簡易な連携 協定書によらない	協定によらない 連携	市民を対象としたイベントや事業への協力等（簡易）	事業共催や後援など

## 4 実施する連携事業

提案を受ける連携事業は、**市の費用負担や人的負担が新たに生じないことを原則**とします。

**（次のいずれにも該当しないこと）**

- ① 民間企業等の直接的な営業又は広告宣伝を主たる目的とするもの
- ② 政治的又は宗教的目的を有するもの
- ③ 法令等で製造、提供等が禁止されている又は法令等に基づく許可等を受けていない役務、商品を提供するもの
- ④ 非科学的なものもしくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はその恐れのあるもの

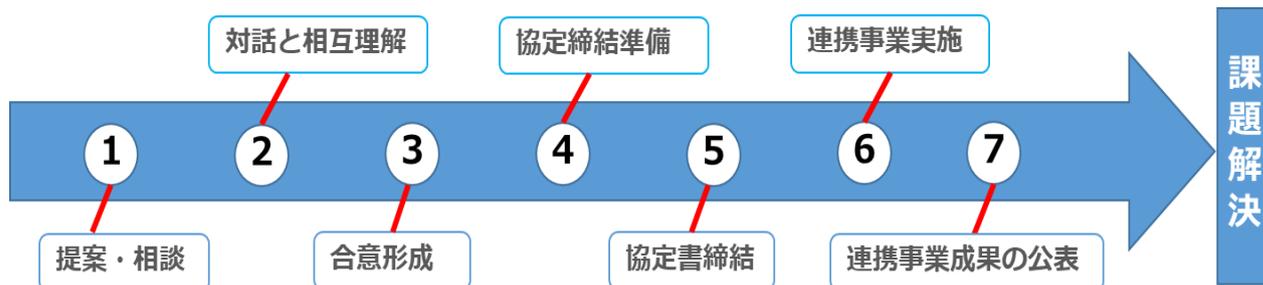
- ⑤ その他連携事業としてふさわしくないもの

## 5 連携協定の相手方について

- (1) 事業活動又は公共的活動を行う企業、法人、その他の団体又は教育機関であること。
  - ① 必ずしも市内に本支店、事務所等を有する必要はありません。
  - ② 原則として、個人は除きます。
  
- (2) 市と連携協定を締結しようとする者は、次の要件を全て満たすこと。
  - ① 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）または会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
  - ② 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がなされていない者であること。
  - ③ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体等でないこと。
  - ④ 法令等に違反し、または、違反する恐れのない者であること。
  - ⑤ 暴力団、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する者）又は暴力団員等（直方市暴力団等追放推進条例（平成 20 年 7 月 1 日条例第 20 号）第 2 条 2 号から 6 号）の関与が認められる者でないこと。
  - ⑥ 人権侵害、差別または名誉棄損の恐れがない者であること。
  - ⑦ その他連携協定としてふさわしくない者でないこと。
  
- (3) 民間企業等の場合はその業態が次のいずれにも該当しないこと。
  - ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業に該当するもの又はこれに類するもの
  - ② ギャンブルに係るもの（公営事業除く）
  - ③ 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
  - ④ その他連携協定としてふさわしくないもの

## 6 締結の手続き

### (1) 締結の流れ



項目	内容	対応
①提案・相談	企業や大学等からの提案や相談に丁寧に応対し、地域課題の解決や各担当課のニーズに合致するものか内部共有を図り検討します。	担当課
②対話と相互理解	対話により課題や目的を共有することで互いの強みを生かした Win-Win の関係を築いていくことが重要です。	担当課
③合意形成	取組む目的を明確化し、実現可能性及び効果等について検討を図り合意形成を図ります。	担当課
④協定締結準備	協定書の確認でリーガルチェックに時間がかかる傾向があるので、協定締結を希望される場合は、時間の余裕を持ったスケジュールを設定してください。また、協定書の締結時には、市の企画担当課及び広報担当課とも情報を共有します。（6次総合計画における連携事業の把握及び市による情報発信のため）	担当課 (合議) 広報担当課 企画担当課
⑤協定書締結	協定締結後はホームページ等各種媒体を活用し協定締結について広く周知します。	担当課 広報担当課
⑥連携事業実施	協定により定めた事業について、実施に向けた協議、モニタリングを行いブラッシュアップしていくことが重要です。	担当課
⑦連携事業成果の公表	成果等の情報を広く周知するなど、公民学連携の各段階において、公平性・透明性を確保します。	担当課

### (2) 締結期間

協定を締結した場合は、定期的な事業の見直しを行うため、協定の有効期間の上限を協定締結の日から原則 1 年間とし、自動更新も含め相手方と協議することとします。市又は当該事業者には、特別の事業がある場合には、この限りではありません。

### (3) 事業及び期間の見直し

公民学連携は、常に時代に即した考え方のもと行われるべきであるため、適切な事業の継続や新たな連携につながるよう対話を重ね、適宜事業の見直しを行い内容の改善に努めます。特に、当初は競合性がなく、共創の考え方に基づき連携している事業であっても、その進捗や時代の変化により、公募等の手続による連携に移行すべき場合も想定されるため、常に公平性・透明性を意識した事業の実施及び見直しが必要です。

## 7 その他

- ・ このガイドラインは、企画担当課が所管します。
- ・ このガイドラインは、公民学連携事業の運用状況及びその他の状況等に応じ、適宜、見直すこととします。
- ・ 連携事業に関することで、本ガイドラインにより難しいと判断されるものについての取り扱いは、別に定めるものとします。

## 協定書参考

直方市と \_\_\_\_\_との\_\_\_\_\_にかかる連携協定書  
○○○推進に向けた連携協定書 など

直方市（以下「甲」という。）、 \_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、  
●●●の課題解決について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、●●●を目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

(1)

協定による実施内容を記載

(2)

(3)

2 甲、乙は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に促進するため、必要に応じて協議を行うものとし、具体的な取組内容、実施方法等は、別途取り決めるものとする。

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、期間満了の日の1か月前までに、甲、乙のいずれからも書面による申出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 甲、乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約することができるものとする。

（協定の変更）

第4条 甲、乙のいずれかが本協定の内容について変更を申し出たときは、甲、乙が協議のうえ、変更することができるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲、乙は、本協定に基づく活動において知り得た他の当事者の秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に他の当事者の承諾を得た場合は、この限りではない。

（疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

別途細かい内容は覚書等を活用

本協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各自その1通を有するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 (住所) 福岡県直方市殿町7番1号

(名称) 直方市

代表者 直方市長

乙 (住所) 〇〇県〇〇市〇〇

(名称) ●●株式会社

代表取締役